

一般廃棄物処理業（廃止・変更届）必要書類一覧

廃止・変更手続きの際は、一般廃棄物処理業（廃止・変更）届出書の提出が必要です。

また、手続きの際は変更事項により下記の書類を添付してください。

● 収集運搬車両（車両入替・増車・減車・車番変更）

- (1) 使用車両名簿
- (2) 車検証の写し・・・所有者(使用者)と申請者が異なる場合は、車両使用承諾書等
- (3) 車両の写真・・・斜め前後方向からナンバー、車体表示が確認できるように撮影した写真
- (4) 任意保険証の写し・・・車両番号、契約期間、契約内容が確認できるもの
 - ※ 減車の場合は、届出書・使用車両名簿のみ
 - ※ 令和5年1月以降に車検を受けた車両については、車検証に代えて「自動車検査証記録事項」の写しを添付のこと
 - ※ ごみ処分手数料後納承認申請書（後納取扱いを取る車両分を資源政策課へ提出）

● 住所

- (1) 法人（登記事項証明書（履歴事項全部証明書））、個人（住民票）
- (2) 申請者が法第7条第5項第4号イからチまでに該当しない旨を記載した書類（申告書）
- (3) 所在地を示す図面及び付近見取り図
 - ※ 住所の変更により事業所等の項目も変更になる場合は、「事業所・事業場（車庫）」の書類も必要

● 事業所・事業場（車庫）

- (1) 所在地を示す図面及び付近見取り図
- (2) 土地及び家屋の所有権が確認できる書類（不動産登記事項証明書）
 - ※ 土地建物の所有者と申請者が異なる場合は、土地・家屋使用承諾書等の使用権の分かる書類が必要

● 組織（商号）

- (1) 申請者が法第7条第5項第4号イからチまでに該当しない旨を記載した書類（申告書）
- (2) 登記事項証明書（履歴事項全部証明書）
- (3) 定款
- (4) 印鑑登録証明書

● 代表者

- (1) 申請者が法第7条第5項第4号イからチまでに該当しない旨を記載した書類（申告書）
- (2) 登記事項証明書（履歴事項全部証明書）
- (3) 印鑑登録証明書

● 役員

- (1) 申請者が法第7条第5項第4号イからチまでに該当しない旨を記載した書類（申告書）
- (2) 登記事項証明書（履歴事項全部証明書）

● 施設（機械）

- (1) 事業の用に供する施設の構造を明らかにする平面図、立面図、断面図、構造図及び設計計算書並びに当該施設の付近見取り図
- (2) 申請者が2に掲げる施設の所有権（使用権）を有する事を証する書類